

令和 2 年 度

活動状況報告書



公益財団法人三木市スポーツ振興基金

目 次

	ページ
法人のあらまし	1
1 指導者の育成事業、競技力向上のための事業	2
2 選手派遣に対する助成事業	3
3 スポーツ団体の育成事業	5
4 その他目的を達成するために必要な事業	7

資 料

設立趣意書	8
定款	9
各種大会等に参加する者に対する補助金支給要項	1 6

法人のあらまし

- 1 名 称 公益財団法人三木市スポーツ振興基金
- 2 所 在 地 兵庫県三木市上の丸町１０番３０号
三木市教育委員会事務局 文化・スポーツ課内
- 3 基本財産 ２００，０００，０００円
- 4 組 織
- | | | |
|-------|---------|---------|
| 評 議 員 | 今 安 孝 次 | 竹 内 良 一 |
| | 井 上 要 二 | 富 田 孝 昭 |
| | 松 井 幸 太 | 五百蔵 征 幸 |
| 理 事 長 | 西 本 則 彦 | |
| 常務理事 | 石 田 英 之 | |
| 理 事 | 古 田 寛 明 | 増 田 純 一 |
| | 篠 原 政 次 | 岸 本 博 介 |
| 監 事 | 岡 田 保 | 喜 多 司 |
| 職 員 | 事 務 局 長 | 金 井 善 純 |
| | 事業・庶務担当 | 藤 田 崇 史 |
- 5 事 業
- (1) 指導者の育成事業
 - (2) 競技力向上のための事業
 - (3) 選手派遣に対する助成事業
 - (4) スポーツ団体の育成事業
 - (5) その他目的を達成するために必要な事業

[沿革]

S 60年 4 月 1 日	三木市スポーツ振興基金条例施行
S 61年 4 月 25 日	岡田金属工業所より 2 億 1 千万円寄贈
S 61年 7 月 1 日	三木市スポーツ振興基金運用委員会の発足
S 61年 9 月 7 日	発足記念スポーツ講演会（プロ野球・鈴木啓示氏）
S 62年 3 月 20 日	財団法人三木市スポーツ振興基金設立発起人会
S 62年 4 月 1 日	財団法人三木市スポーツ振興基金の発足
H 元年 8 月 27 日	ビッグスポーツ DAY スポーツ講演会（プロ野球・衣笠幸雄氏）
H 3 年 12 月 7 日	設立 5 周年記念スポーツ講演会（プロ野球・王貞治氏） 法人シンボルマークの決定
H 7 年 11 月 27 日	岡田金属工業所より 2 千万円寄贈
H 8 年 12 月 1 日	設立 10 周年記念スポーツ講演会（高校駅伝・渡辺公二氏）
H 17 年 10 月 7 日	三木市スポーツ振興基金条例廃止に伴う補助金の交付
H 18 年 12 月 2 日	設立 20 周年記念スポーツ講演会（阪神タイガース SD・星野仙一氏）
H 24 年 2 月 25 日	設立 25 周年記念スポーツ講演会（柔道日本代表監督・篠原信一氏）
H 24 年 4 月 1 日	公益財団法人三木市スポーツ振興基金に移行
H 28 年 6 月 4 日	設立 30 周年記念スポーツイベント（元プロテニス選手・松岡修造氏）

1 指導者の育成事業、競技力向上のための事業

指導者の資質向上及びトップレベルの競技者を育成するため、トップレベルにある指導者や一流選手を招へいし、直接指導を受けられる講習会。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止。

2 選手派遣に対する助成事業

(1) 対象とする者

三木市在住者、若しくは、市内の中学校・高等学校・大学の在籍者及び兵庫県内の特別支援学校に在籍する市内在住の中学・高校生、又は、市内のスポーツ団体に所属する者

(2) 対象とする大会

県大会（中学生のみ）、近畿大会、全国大会、国際大会

※大学生・社会人は全国大会以上の大会のみ

(3) 補助金助成件数内訳

区 分		小学生	中学生	高校生	大学生・社会人	合 計
個 人 競 技	件数	7	6	5	0	18
	金額	36,000	83,000	128,000	0	247,000
団 体 競 技	件数	0	1	0	0	1
	金額	0	45,000	0	0	45,000
合 計	件数	7	7	5	0	19
	金額	36,000	128,000	128,000	0	292,000

(4) 選手派遣に対する助成事業一覧表

(1) 大会出場補助金一覧表

No.	申請者	大会名	交付額 (円)	大会成績
1	ラボキッズ ジュニア	ダンロップカップ2020 関西ジュニアサーキットマスターズ大会	6,000	駒田瑛人【12歳以下男子シングルス】 小山ほのり【14歳以下女子シングルス】 小山みのり【14歳以下女子シングルス】
2	ラボキッズ ジュニア	2020RSK全国選抜ジュニアテニス大会 関西地域予選会	3,000	駒田瑛人【12歳以下男子シングルス】
3	ラボキッズ ジュニア	U-15全国選抜ジュニアテニス選手権大会(第39回中牟田杯) 関西地域予選会	14,000	①駒田瑛人【12歳以下男子シングルス】 ②小山ほのり【14歳以下女子シングルス、ダブルス】 ③小山みのり【14歳以下女子ダブルス】
4	三木市立三木東中学校	第23回兵庫県中学校陸上競技新人大会	9,000	①谷口心音(中2)【2年女子100m】 ②屋敷萌子(中1)【1年女子800m】 ③安藤桃花(中1)【1年女子800m】
5	兵庫県立三木高等学校	第53回近畿高等学校ユース陸上競技対校選手権大会	8,000	①松元凜(高1)【1年女子ハンマー投げ】 ②西島萌(高1)【1年女子ハンマー投げ】
6	三木市立三木東中学校	令和2年度第36回兵庫県中学校ソフトテニス新人大会	6,000	黒田一太(中2)【個人戦ダブルス】 松村陽(中2)【個人戦ダブルス】
7	ラボキッズ ジュニア	関西ジュニアテニスサーキット第2戦	3,000	駒田瑛人(小6)【13歳以下男子シングルス】
8	ラボキッズ ジュニア	ダンロップカップ2020 関西ジュニアサーキットマスターズ大会	7,000	駒田瑛人【12歳以下男子シングルス】 小山みのり【14歳以下女子シングルス】
9	三木市立緑が丘中学校	令和2年度兵庫県中学校バスケットボール新人大会 兼 第72回兵庫県中学校バスケットボール選抜優勝大会	45,000	緑が丘中学校男子バスケットボール部
10	三木市立別所中学校	令和2年度第36回兵庫県中学校ソフトテニス新人大会	6,000	井本ゆな(中2)【個人戦ダブルス】 南淵由華(中2)【個人戦ダブルス】
11	三木市立吉川中学校	第37回近畿中学校ソフトテニス選抜インドア大会	38,000	簾畑カエラ(中2)【女子個人戦ダブルス】 谷川柚季(中2)【女子個人戦ダブルス】
12	兵庫県立三木東高等学校	第25回近畿高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会 令和2年度第36回全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会予選会	24,000	①湯之上智哉(高2)【男子55kg級】②服部慎史(高2)【男子73kg級】 ③溝端しの(高2)【女子45kg級】④大久保ゆず(高3)【女子55kg級】 ⑤杉能舞夏(高1)【女子55kg級】⑥大橋育歩(高2)【女子64kg級】 ⑦占部柚妃(高2)【女子64kg級】⑧駒居千尋(高3)【女子64kg級】
13	兵庫県立三木東高等学校	JOCジュニアオリンピックカップ 令和2年度第41回全日本ジュニアウエイトリフティング選手権大会	35,000	溝端しの(高2)【女子45kg級】
14	兵庫県立三木高等学校	第25回近畿高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会 令和2年度第36回全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会予選会	3,000	岡田和華(高2)【女子55kg級】
15	ラボキッズ ジュニア	全日本選抜ジュニアテニス選手権大会 関西地域予選会	3,000	駒田瑛人(小6)【14歳以下男子シングルス】
16	兵庫県立三木東高等学校	令和2年度第36回全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会	58,000	①溝端しの(高2)【女子45kg級】 ②占部柚妃(高2)【女子64kg級】 ③服部慎史(高2)【男子73kg級】
17		第43回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会 47都道府県通信競泳競技大会	7,000	藪西貴裕(小6)【11～12歳フリーリレー】
18		第43回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会 47都道府県通信競泳競技大会	7,000	谷口花丸(小6)【11～12歳フリーリレー】 【11～12歳100mバタフライ】
計			282,000	

(2) 国際大会等へ出場する選手への激励金

No.	申請団体名	大会名	交付額 (円)	大会成績
101	三木市立三木東中学校	2020年度全国中学校ゴルフ選手権春季大会文部科学大臣杯争奪 第41回個人の部	10,000	予選敗退

指導者の育成事業・競技力向上のための事業

第 34 回 少年スポーツ大会

野球（三木山総合公園 野球場）



水泳（三木山総合公園 屋内プール）



バスケットボール（三木山総合公園 アリーナ）



バレーボール（三木勤労者体育センター）



バドミントン（コミュニティスポーツセンター）



3 スポーツ団体の育成事業

(1) 第34回三木市少年スポーツ大会

- ア 目 的 三木市の少年・少女がスポーツを通じ健全な心身の育成と技術の向上を図るとともに選手相互の親睦を目的として行う
- イ 期 日 令和2年11月15日（日）、22日（日）
男子サッカーの部 令和3年1月10日（日）
- ウ 会 場 三木山総合公園陸上競技場ほか市内体育施設
- エ 主 催 （公財）三木市スポーツ振興基金、三木市教育委員会
- オ 主 管 三木市少年スポーツ大会実行委員会
- カ 後 援 三木市体育協会、三木市小学校・特別支援学校校長会
- キ 対 象 市内の小学生及び市内の教室等に籍を置く小学生
- ク 総合開会式 中止（各競技別で開会式を実施）
- ケ 種目別会場等

種目	会場	期日	参加者数
陸上競技	-	中止	-
野球	三木山総合公園野球場	11月15日・22日	80名
サッカー（男子）	三木山総合公園陸上競技場	令和3年1月10日	50名
サッカー（女子）	三木小学校	11月8日	29名
バレーボール	勤労者体育センター	11月15日	48名
剣道	吉川総合公園文化体育館	11月15日	36名
柔道	-	中止	-
空手道	吉川総合公園文化体育館	11月22日	形36名 組手79名
バドミントン	コミュニティスポーツセンター	11月15日	12名
バスケットボール	三木山総合公園総合体育館 アリーナ	11月15日	132名
卓球	-	中止	-
水泳	三木山総合公園屋内プール	11月15日	49名

コ 種目別結果

種 目		1 位		2 位		3 位			
野球		緑が丘スターズ		くるみビックス		三木ジュニアクラブ		-	
サッカー	男子	三樹平田SC		ジンガ三木SC		ヴィリッキーニSC		-	
	女子	ドリームズ三木A		ドリームズ三木B		三木女子SCA		-	
バレーボール		平田スポーツ少年団		口吉川バレーボールクラブ		自由東スポーツクラブ		-	
バスケットボール	男子	三木市バスケットボール教室		吉川ミニバスケットボールクラブ		ウィズ緑が丘ミニバスケットボールクラブA		スマイルミニバスケットボールクラブA	
	女子	三木市バスケットボール教室		スマイルミニバスケットボールクラブ		ウィズ緑が丘ミニバスケットボールクラブ		-	
バドミントン	1部(5,6年)	藤原 美羽	三木ジュニア	小林 伴基	別所小	河野 誠大	三木ジュニア	-	-
	2部(4年以下)	栗田 蓮	白とんぼジュニア	松原 悠真	三木ジュニア	石田 夢愛	広野小	-	-
剣道	4年生以下(女子)	栗田 百音	志染スポーツ少年団剣道部	磯口 綾音	自由が丘少年剣道教室	-	-	-	-
	4年生以下(男子)	有延 律稀	志染スポーツ少年団剣道部	井筒 圭佑	自由が丘少年剣道教室	山田 颯太	志染スポーツ少年団剣道部	森 優月	志染スポーツ少年団剣道部
	5・6年生(女子)	中張 柚乃	自由が丘少年剣道教室	中西 萌	志染スポーツ少年団剣道部	金井 千代里	志染スポーツ少年団剣道部	磯口 生織	自由が丘少年剣道教室
	5・6年生(男子)	光永 将大	自由が丘少年剣道教室	平野 夢太	志染スポーツ少年団剣道部	松田 福之介	緑が丘スポーツ少年団剣道クラブ	守村 潤	三木中央剣道教室
空手道	【組手】幼年の部		白根カイオ遥翔	りんでん	中谷 妃凜	りんでん	茅谷 樹	清心こども園	牛尾 佳怜 おしんべ
	【組手】小学1・2年男子の部		中谷 妃凜	りんでん	白根カイオ遥翔	りんでん	-	-	-
	【組手】小学1・2年女子の部		横山 空	桜宮	アナス・タルーシャ	自由が丘	山本 紘介	宮川	田中 快 兵教大附属
	【組手】小学3・4年男子の部		白根カリナ愛梨	自由が丘東	中谷 凜愛	自由が丘	-	-	-
	【組手】小学3・4年女子の部		白根カリナ愛梨	自由が丘東	中谷 凜愛	自由が丘	毛利 悠人	緑が丘東	深澤 璃恋 自由が丘東
	【組手】小学5・6年男子の部		横山 光	桜宮	今井 大介	自由が丘	須本 拓真	広陵	財田 惺真 自由が丘
	【組手】小学5・6年女子の部		山本 らん	宮川	牛尾 颯希	北山	-	-	-
	【形】幼年の部		須本 拓真	広陵	山本 らん	宮川	牛尾 颯希	北山	深澤 悠仁 自由が丘東
	【形】小学1・2年の部		白石 怜大	広陵	岡本 稟生	広野	義 駿介	広陵	前野 大城 自由が丘東
	【形】小学3・4年の部		義 麻琴	広陵	吉野 明日香	別所	-	-	-
	【形】小学5・6年の部		白石 怜大	広陵	義 麻琴	広陵	森下 龍	自由が丘東	今安 凱士 平田
水泳	4年生以下	自由形	男	桑田 一平 (平田小)	山口 颯太 (自由東小)	藪西 智裕 (志染小)			
		25m	女	木曾 那芽 (兵教大附属小)	稲継 純玲 (三木SS)	山口 夏鈴 (自由東小)			
		平泳	男	桑田 一平 (平田小)	藪西 智裕 (志染小)	竹内 映貴 (広野小)			
		25m	女	高田 葵衣 (自由小)	上田 芽依 (広野小)	吉田 あかね (三木SS)			
		背泳	男	山口 颯太 (自由東小)	山下 蒼平 (三木SS)	山条 秀翔 (自由東小)			
		25m	女	木曾 那芽 (兵教大附属小)	吉川 つくし (平田小)	稲継 純玲 (三木SS)			
		バタフライ	男	桑田 一平 (平田小)	山口 颯太 (自由東小)	竹内 映貴 (広野小)			
		25m	女	木曾 那芽 (兵教大附属小)	山口 夏鈴 (自由東小)	高田 葵衣 (自由小)			
	5・6年	自由形	男	栗田 蓮太郎 (兵教大附属小)	谷口 花丸 (自由小)	藪西 貴裕 (志染小)			
		50m	女	大上 結 (広野小)	原 愛子 (緑が丘小)	平 実花 (自由東小)			
		平泳	男	藪西 貴裕 (志染小)	坂本 結哉 (平田小)	生田 昊大 (兵教大附属小)			
		50m	女	大上 結 (広野小)	若尾 風紗 (三木SS)	藤田 陽菜 (三木SS)			
		背泳	男	南 友介 (三木SS)	別井 勁太 (三木SS)	上田 悠翔 (広野小)			
		50m	女	竹内 菜桜 (広野小)	平 実花 (自由東小)	中井 香帆 (三木SS)			
		バタフライ	男	谷口 花丸 (自由小)	栗田 蓮太郎 (兵教大附属小)	山下 陽輝 (三木SS)			
		50m	女	竹内 菜桜 (広野小)	原 愛子 (緑が丘小)	三輪 莉愛 (三木SS)			

4 その他目的を達成するために必要な事業

日時	会 議 等 名 称	場 所	参 加 人 員	内 容
4月27日	事業及び会計監査	市庁舎	監事2名	決算監査
5月25日	理事会	市庁舎	理事6名 監事2名	事業・決算報告、監査報告等 役員の選定、定時評議員会の招集(書面決議)
6月8日	評議員会	市庁舎	評議員5名 理事2名	事業・決算報告、監査報告等 理事・監事及び評議員の選任(書面決議)
6月8日	第2回理事会	市庁舎	理事6名 監事2名	理事長・常務理事の改選(書面決議)
9月11日	少年スポーツ大会 実行委員会	市庁舎	少年スポーツ大会 実行委員	競技ごとの開催可否決定等
3月15日	全国大会出場選手 激励会	市庁舎	市長、選手	令和2年度文部科学大臣杯争奪第41回全国 中学校ゴルフ選手権春季大会出場
3月29日	第3回理事会	市庁舎	理事6名 監事2名	事業報告、昨年度計画等
1月9日	第16回三木市民駅伝競 走大会	三木総合 防災公園	小学生：163名(28チーム) 一般：170名(27チーム)	公益財団法人三木市スポーツ振興基金 後援事業



全国大会出場選手激励会

財団法人三木市スポーツ振興基金設立趣意書

今日の社会を見ると、平均寿命の延びや青少年の体位向上が見られる中で、栄養の不均衡による肥満、運動不足にともなう体力の低下、複雑な社会環境からくるストレスなどの問題が増加しています。

こうしたことから、健康は自分でつくるものだという姿勢が必要になり、体育・スポーツの価値が見直され、近年、幼児から老人にいたるまで、生涯を通じての生きがいとしてのスポーツ活動が活発に展開されるようになってきました。

スポーツをすることにより健全な体力と精神の育成が培われ、あわせて温かい人間関係をともなう地域社会も生まれてきます。

市としてはこういった社会情勢に対応するためさまざまな施策を展開してきましたが、従来の行政主導の考え方や方法によっては、市民の体育・スポーツに対しての多様化する要望に対応しきれなくなっています。従って行政主導・依存の振興体制から、民間創意の導入が図れる振興体制をつくることが最も望ましいと言えます。

以上から行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、財団法人三木市スポーツ振興基金を設立しようとするものであります。

昭和 6 2 年 3 月 2 6 日

財団法人三木市スポーツ振興基金

設 立 者	三 木 市
上 記 代 表 者	三木市長 大原義治

公益財団法人三木市スポーツ振興基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人三木市スポーツ振興基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県三木市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民の間に広く、体育・スポーツの振興を図ることにより、心身ともに健全な市民の育成と、明るく豊かな地域社会の建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 指導者の育成事業
- (2) 競技力向上（選手強化）のための事業
- (3) 選手派遣に対する助成事業
- (4) スポーツ団体の育成事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、三木市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(7) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が40万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された 2 名が記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 7 章 理事会

（構成）

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 32 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 33 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 34 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 35 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 36 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
五百藏 征幸
今安 孝次
佐藤 由夫
藤田 譲
前田 君司
光川 敏郎
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
井本 智勢子
澤田 頼男
椿原 豊勝
中嶋 将雄
古田 寛明
松本 明紀
- 5 この法人の最初の理事長は 松本 明紀、常務理事は 椿原 豊勝 とする。
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
岡田 保
河合 敏郎

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	物量等
有価証券	2 億円

各種大会等に参加する者に対する補助金支給要項

(趣旨)

第1条 この要項は、三木市のスポーツを振興するため、全国大会等に参加する者に対し、必要経費相当分の一部を補助するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象とするもの)

第2条 対象とするものは、予選大会等で代表権を得た選手で次の各号に掲げるものとする。

(1) 兵庫県の大会等で優秀な成績をあげ、又は兵庫県教育委員会の推薦を受け、兵庫県代表として参加するもので、三木市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の運動部若しくはこれらに所属する者又は三木市在住の小学生、中学生、高校生、特別支援学校生で、市外の学校の運動部若しくはスポーツ団体に所属する者

(2) 兵庫県の大会等で優秀な成績をあげ、兵庫県代表又は近畿代表として参加する三木市内の大学、スポーツ団体若しくはこれらに所属する者又は市内在住で市外の大学、スポーツ団体に所属する者

2 前項に規定するもののほか、全国大会以上の大会に参加する三木市に関係のある者には、別途激励金を支給できるものとする。

(対象とする大会)

第3条 対象とする大会は、次の各号に掲げるものとする。ただし、大学生及び社会人については全国大会以上を対象とし、最も権威のある大会のみとする。

(1) 近畿大会

(2) 全国大会

(3) 国際大会

(補助金等)

第4条 補助金の額は、大会参加に要する旅費、宿泊費等別に規定する基準により、次の補助率を基に算出した額を限度とする。

2 補助率は次の率を基準とする。ただし、予算の範囲内で決定する。

(1) 小学生、中学生、高校生 10分の10

(2) 大学生、社会人 2分の1

3 第3条に規定する大会に参加しなくなった場合は、補助金はすみやかに返還しなければならない。

(補助申請)

第5条 第2条により補助金の支給を受けようとする者(以下「補助対象者」という。)は、大会参加までに基金に申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(交付決定)

第6条 補助金の交付決定を行った場合、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

(激励会)

第7条 交付決定を受けたものに対し、必要に応じて激励会を開催するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、当該補助事業が完了したときは、すみやかに実績報告書（様式第3号）を基金に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要項に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要項は、昭和62年4月1日から施行する。

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

この要項は、平成19年11月15日から施行する。

この要項は、平成22年5月18日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

この要項は、平成25年12月12日から施行する。

各種大会等に参加する者に対する補助金支給に関する細則

各種大会等に参加する者に対する補助金支給要項（以下「要項」という。）第 9 条に定める必要な事項は、この細則による。

- 1 要項第 3 条の対象とする大会については、文部科学省並びに各都道府県及び市町村の教育委員会が主催又は後援若しくは協賛していること。ただし、それぞれの種目の上部協会が主催する場合は、内容を検討し決定する。
- 2 対象とする経費は、次に掲げる経費とする。
 - (1) 旅費
 - (2) 宿泊費
 - (3) 食事費等 宿泊費に含まれる場合を除く食事代
 - (4) 雑費 大会規定に定めがあり理事長が必要と認めたもの
- 3 要項第 4 条補助金の額の積算については、鉄道又はバス等の公共交通機関料金（貸切りバスの場合は 1 人当りの借上料）及び宿泊費等により算出し、次により支給する。
 - (1) 市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する者又は三木市在住の小学生、中学生、高校生、特別支援学校生
1 人当り積算した額で、5 万円を超えない範囲とし、千円未満切捨てした額を支給する。ただし、理事長が必要と認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する者又は三木市在住の小学生、中学生、高校生、特別支援学校生で県の選抜に決定した場合に限り、要項第 3 条に定める大会に出場する場合については対象とする。ただし、個人負担分を基準とする。
 - (3) 大学生及び社会人は、前条の対象経費のうち、第 1 号、第 2 号及び第 3 号の経費で 1 人当りの合計額の 2 分の 1 が 2 万円を超えないものとする。ただし、団体の場合は、合計の限度額を 10 万円とする。
 - (4) 個人、団体にかかわらず一人当り 3 千円を下限として支給する。
 - (5) 関係機関等から、助成金等がある場合は控除して積算する。
- 4 要項第 2 条第 1 号及び 2 号の規定にかかわらず、東播地区の大会において優秀な成績をあげ、兵庫県中学校総合体育大会又は兵庫県中学校新人体育大会に参加する

者にかぎり、当分の間当該要項を適用し、第４条の補助金を支給するものとする。
ただし、市内で行われる場合は支給しない。

５ その他、理事長が必要と認めた場合は、理事会に諮って、別途決定する。

附 則

この細則は、昭和６２年４月１日から施行する。

この細則は、平成２年２月２７日から施行する。

この細則は、平成２年６月８日から施行する。

この細則は、平成３年６月３日から施行する。

この細則は、平成４年６月１日から施行する。

この細則は、平成４年１１月１日から施行する。

この細則は、平成５年２月１日から施行する。

この細則は、平成６年４月１日から施行する。

この細則は、平成９年４月１日から施行する。

この細則は、平成１１年４月１日から施行する。

この細則は、平成１９年１１月１５日から施行する。

この細則は、平成２２年５月１８日から施行する。

この細則は、平成２４年４月１日から施行する。

この細則は、平成２５年４月１日から施行する。

この細則は、平成２５年１２月１２日から施行する。